



桜台小 学校だより
令和4年 5月27日
第10号



学校生活における児童のマスク着用について(国・県・市からの依頼)

先日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」という案内文が各都道府県教育委員会等宛に出されました。5月20日には、厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、5月23日には、そのことを踏まえて、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されています。

これらのことを受け、四日市市教育委員会より市内小中学校に向けて、マスク着用の考え方について以下のようなことが示されました。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、身体的距離が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導する。気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクを外すことなどを指導する。

四日市市教育委員会より示されたことを基に、本校においては、マスク着用に関して以下のように行っていきますので、ご理解・ご協力をよろしく願います(裏面に、国からの啓発チラシを添付します)。

桜台小の学校生活における児童のマスク着用について

(1) 登下校時は、マスクを外すよう指導する。

・登下校時の距離の確保はできにくいので、子どもたちに会話を控えることを指導する。

(2) 体育や屋外での活動、休憩時間については、マスクを外すよう指導する。

(体育館での体育については、持ち物としてこれまで同様マスク入れの袋を準備して対応する)

- ・水泳授業前後の衣服の着脱について、着脱中は、マスクを着用したまま行う。
- ・マスクの着脱場所は、マスク落としなどによる感染源を防止するため児童玄関各自の下駄箱とする。写真のように各自のマスク入れをつくり、対応する。

(マスク入れは、学校生活の時間帯に子どもたちと作成し、中に入れるジッパー袋にも記名して使用する)

(3) 普通教室や特別教室など、屋内での授業においては、状況に応じてマスクの着用を指導する。

- ・屋内での授業においては、基本的にマスクの着用を行う。(児童の発言やペア学習など、学習効果を保障するため)



6月10日(金)の学級懇談会について

新型コロナ感染症拡大防止の観点から、予定していました授業参観後の学級懇談会については、今回中止とさせていただきます。ご了承ください。

(文責 北住 昌文)